

○農林水産省告示第千八百八十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表二の付表第四十一のイスラエル国
から発送されるトリアンフ種のかきの生果実
に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定
める。

平成十五年十一月十八日

農林水産大臣 亀井 善之

一 植物及び地域

トリアンフ種のかきの生果実であつて、イ
スラエル国のうち、イスラエル国植物防疫機関
が濃密な病害虫防除が行われる地区として指定
した地域で生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
であること。

三 生産地における検査及び証明

（一）イスラエル国植物防疫機関により検査さ
れ、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物
が付着していないことを認め、又は信する旨
記載されているイスラエル国植物防疫機関が
発行した植物検疫証明書が添付してあるもの
であること。

（二）（一）の植物検疫証明書には、次に掲げる事項
が特記されていること。

ア チチュウカイミバエに侵されていないも
のであること。

イ 五の消毒が行われたものであること。

四 封印

（一）イスラエル国内の低温処理施設（以下、「低
温処理施設」という。）において消毒を行う場
合にあつては、生果実の各こん包又は束ねた
こん包には、イスラエル国植物防疫機関によ
る封印がなされていること。

（二）海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下
「低温処理船舶」という。）において消毒を行
う場合にあつては、船舶の各船倉にはイスラ
エル国植物防疫機関による封印がなされてい
ること。

（三）海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ
（以下、「低温処理コンテナ」という。）にお
いて消毒を行う場合にあつては、各低温処理
コンテナにはイスラエル国植物防疫機関に
よる封印がなされていること。

五 消毒

（一）低温処理施設、低温処理船舶及び低温処理
コンテナにおいて、生果実の中心部が摂氏
零度になった後引き続き十二日間、その温度
で消毒すること。

（二）低温処理施設、低温処理船舶及び低温処理
コンテナは、あらかじめイスラエル国植物
防疫機関により（一）の消毒のために適切な施設
及び設備を有するものとして指定されたもの
であること。

六 植物防疫官による確認

（一）三の（一）の検査及び五の消毒が的確に実施さ
れたことが植物防疫官により確認されるこ
と。

（二）（一）の植物防疫官による消毒が実施されたこ
との確認は、イスラエル国植物防疫機関と共
同して、次により行うものとする。

ア 低温処理施設において消毒が行われる場
合にあつては、当該施設において五の消毒
が行われたことを確認すること。

イ 低温処理船舶又は低温処理コンテナに
おいて消毒が行われる場合にあつては、輸
出港においては五の消毒が開始されたこと
を、輸入港においては当該消毒が終了され
ていることをそれぞれ確認すること。

七 積込み時の措置

低温処理施設において五により消毒された生
果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込む
ときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵
されることがないための措置がとられているこ
と。

八 表示

三の（一）の検査及び五の消毒が行われた生果実
のこん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫
が終了している旨及び仕向地が日本である旨の
表示がなされていること。